

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年8月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月5日から同月25日まで縦覧に供する。

令和7年8月29日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
満濃池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 黒嶋股地区	丸亀市産業生活部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 竜川幹線地区	善通寺市生活産業部 農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 江畑地区	まんのう町 建設土地改良課